

青森県報

号外第九十八号

平成十八年
十二月十八日
(月曜日)

目 次

条 例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
 条例の一部を改正する条例…………… (人事課) ……二
 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例…………… (同) ……三
 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部
 を改正する条例…………… (同) ……三六
 青森県病院事業条例及び青森県医療療育センター条例の一
 部を改正する条例…………… (医療薬務課) ……三七

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十六条」を「第十七条」に、「第十七条 第三十六条」を「第十八条 第三十七条」に改める。

第三十六条を第三十七条とし、第三十二条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十一条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）」を「高齢者等移動等円滑化法」に改め、

同条を第三十二条とする。

第三十条を第三十一条とし、第十七条から第二十九条までを一条ずつ繰り下げ、第三章中第十六条の次に次の一条を加える。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務）

第十七条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「高齢者等移動等円滑化法」という。）に基

づく事務のうち、次に掲げるものは、各市が処理することとする。

一 高齢者等移動等円滑化法第十二条第一項の規定による特定路外駐車場の設置の届出及び同条第二項の規定による届出事項の変更の届出の受理に関すること。

二 高齢者等移動等円滑化法第十二条第三項の規定による違反を是正するため必要な措置の命令に関すること。

三 前二号に掲げる事務に係る高齢者等移動等円滑化法第五十三条第二項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問に関すること。

第二条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第四十五条」に改める。

第十八条中「外ヶ浜町及び東通村」を「八戸市、むつ市、平内町、外ヶ浜町、東通村及び階上町」に、「町村」を「市町村」に改める。

第十九条中「平内町、野辺地町」を「つがる市、平内町、中泊町、野辺地町、六戸町」に、「及び東通村」を「東通村、階上町及び新郷村」に改める。

第二十条の見出しを「(中小企業等協同組合法等に基づく事務)」に改め、同条中「に基づく」を「及び自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)に基づく」に、「黒石市」を「八戸市、黒石市、十和田市、むつ市又は藤崎町」に、「が同法」を「が中小企業等協同組合法」に、「同市」を「それぞれ当該市町」に改め、同条第十八号中「同条第二項の規定による業務の停止及び役員の改選の命令、同条第三項の規定による共済規程の認可の取消し並びに同条第四項」を「及び同条第二項」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第十七号を削り、同条第十六号中「報告の徴収及び検査並びに同条第二項及び第三項の規定による」を「検査、同条第二項の規定による立入り、質問及び検査、同条第三項の規定による検査並びに同条第四項の規定による立入り、質問及び」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十五号中「第百五条の三」を「第百五条の三第一項及び第二項」に改め、「徴収」の下に「並びに同条第三項及び第四項の規定による報告及び資料の徴収」を加え、同号を同条第二十二号とし、

同条第十四号中「第百五条の二」を「第百五条の二第一項及び第二項」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条中第十三号を第二十号とし、第九

号から第十二号までを七号ずつ繰り下げ、第八号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 中小企業等協同組合法第五十八条の七第二項の規定による意見書の写しの受理並びに同条第三項の規定による説明及び意見の要求に関する
一七。

十五 中小企業等協同組合法第五十八条の八の規定による共済計理人の解任の命令に関すること。

第二十条中第七号を第十二号とし、第三号から第六号までを五号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に、「第九条の六の二第三項」を「第九条の六の二第四項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の四号を加える。

四 中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法（平成七年法律第二百五号）第三百五条の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問に関すること。

五 中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百六条の規定による業務の運営の改善の命令に関すること。

六 中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百七条第一項の規定による共済契約の募集の停止の命令に関すること。

七 中小企業等協同組合法第九条の九第四項ただし書の規定による他の事業の実施の承認に関すること。

第二十条第一号中「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 中小企業等協同組合法第九条の二第七項ただし書の規定による他の事業の実施の承認に関すること。

第二十条に次の四号を加える。

二十五 中小企業等協同組合法第六六条の二第一項の規定による定款、規約及び共済規程の変更並びに業務執行の方法の変更の命令、同条第二項

の規定による改善計画の提出の要求及び改善計画の変更の命令並びに業務の停止及び財産の供託その他監督上必要な措置の命令、同条第四項の規定による共済規程の認可の取消し並びに同条第五項の規定による業務の停止及び役員解任の命令並びに共済規程の認可の取消しに関する。

二十六 中小企業等協同組合法第百六条の三の規定による共済代理店の設置等の届出の受理に関する。

二十七 自動車損害賠償保障法第二十三条の三第一項において準用する同法第百六条の八第二項の規定による通知の受理及び同法第二十三条の三第一項において準用する同法第百六条の八第五項の規定による同意に関する。

二十八 自動車損害賠償保障法第二十七条の二第二項において準用する同法第二十七条第三項の規定による責任共済の共済掛金率の変更の命令に関する。

第三十七条を第四十五条とし、第三十六条を第四十四条とし、第三十五条を第四十三条とし、同条の前に次の二条を加える。

(青森県小規模水道規制条例等に基づく事務)

第四十一条 青森県小規模水道規制条例(昭和四十七年十二月青森県条例第四十六号。以下「小規模水道規制条例」という。)及び小規模水道規制

条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、六戸町及び新郷村の区域に係るものは、それぞれ当該町村が処理することとする。

一 小規模水道規制条例第五条の規定による小規模水道施設の新設並びに増設及び改造の工事の設計の確認に関する。

二 小規模水道規制条例第六条第三項の規定による通知に関する。

三 小規模水道規制条例第七条第一項の規定による給水の開始の届出の受理に関する。

四 小規模水道規制条例第十二条の規定による小規模水道施設の改善の命令に関する。

五 小規模水道規制条例第十三条の規定による給水の停止の命令に関する事。

六 小規模水道規制条例第十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。

七 前各号に掲げる事務のほか、小規模水道規制条例の施行に関する事務のうち、小規模水道規制条例の施行のための規則に基づく事務であつて、規則で定めるものに関する事。

(青森県青少年健全育成条例に基づく事務)

第四十二条 青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号。以下「青少年健全育成条例」といふ。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、六ヶ所村の区域に係るものは、同村が処理することとする。

一 青少年健全育成条例第二十一条第三項の規定による自主規制の要請(自主規制に努めていない者に係るものに限る。)に関する事。

二 前号に掲げる事務に係る青少年健全育成条例第二十八条の二第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入り及び質問に関する事。

第三十四条を第四十条とし、第三十三条を第三十九条とし、第三十二条を第三十八条とする。

第三十一条中「むつ市」の下に「、平川市」を加え、同条を第三十七条とする。

第三十条を第三十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

(農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務)

第三十四条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号。以下「農業振興地域法」といふ。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、むつ市及び中泊町の区域に係るものは、それぞれ当該市町が処理することとする。

一 農業振興地域法第十五条の二第一項の規定による開発行為の許可に関する事。

二 農業振興地域法第十五条の三の規定による開発行為の中止及び復旧の命令に関する事。

三 農業振興地域法第十五条の四第一項の規定による事態を除去するため必要な措置の勧告及び同条第二項の規定による当該勧告に従わないことに係る公表に関する事。

(消費生活用製品安全法に基づく事務)

第三十五条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、六ヶ所村の区域に係るものは、同村が処理することとする。

- 一 消費生活用製品安全法第八十三条第一項の規定による報告の徴収に関する事。
- 二 消費生活用製品安全法第八十四条第一項の規定による立入検査に関する事。
- 三 消費生活用製品安全法第八十五条第一項の規定による消費生活用製品の提出の命令及び同条第二項の規定による当該命令に係る損失の補償に関する事。

第二十九条中「黒石市」の下に「むつ市、平川市、平内町」を加え、同条を第三十三条とする。

第二十八条中「及び三沢市」を「三沢市及びむつ市」に改め、同条を第三十二条とし、同条の前に次の三条を加える。

(工場立地法等に基づく事務)

第二十九条 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、弘前市及び八戸市の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。

- 一 工場立地法第六条第一項の規定による特定工場の新設の届出の受理に関する事。
- 二 工場立地法第七条第一項の規定による現に設置をしている特定工場における製品等の変更の届出の受理に関する事。
- 三 工場立地法第八条第一項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理に関する事。

四 工場立地法第九条第一項の規定による特定工場の設置の場所に係る勧告及び同条第二項の規定による特定工場における生産施設の面積等に係る勧告に関する事。

五 工場立地法第十条第一項の規定による同法第九条第二項の勧告に係る事項の変更の命令に関する事。

六 工場立地法第十一条第二項の規定による同条第一項に規定する期間の短縮に関する事。

七 工場立地法第十二条の規定による氏名等の変更の届出の受理に関する事。

八 工場立地法第十三条第三項の規定による地位の承継の届出の受理に関する事。

九 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八八号）附則第三条第一項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理に関する事。

（商工会法に基づく事務）

第三十条 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、弘前市、十和田市、むつ市又は藤崎町の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものは、それぞれ当該市町が処理することとする。

一 商工会法第二十三条第一項の規定による設立の認可に関する事。

二 商工会法第四十二条第五項の規定による総会の招集の承認に関する事。

三 商工会法第四十四条第二項（同法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可に関する事。

四 商工会法第四十八条第五項において準用する同法第四十二条第五項の規定による総代会の招集の承認に関する事。

五 商工会法第四十九条の規定による決算関係書類の受理に関する事。

六 商工会法第五十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。

七 商工会法第五十一条第一項の規定による警告並びに業務の停止及び設立の認可の取消し、同条第二項の規定による警告及び設立の認可の取消し、同条第三項の規定による地区の変更及び解散の勧告並びに同条第四項の規定による設立の認可の取消しに関する事

八 商工会法第五十二条第二項の規定による解散の届出の受理に関する事

九 商工会法第五十二条の二第二項の規定による合併の認可に関する事

十 商工会法第五十三条の規定による清算人の選任に関する事

十一 商工会法第五十四条第一項及び第二項の規定による財産処分の方法の認可に関する事

十二 商工会法第五十五条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十三条の規定による清算結了の届出の受理に関する事

（家庭用品品質表示法に基づく事務）

第三十一条 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号から第三号までに掲げるものにあつては、主たる事務所及び店舗が一の市町村内のみにある販売業者に係るものに限る。）で、六ヶ所村の区域に係るものは、同村が処理することとする。

一 家庭用品品質表示法第四条第一項の規定による表示事項の表示及び遵守事項の遵守の指示並びに同条第二項の規定による当該指示に従わない旨の公表に関する事

二 家庭用品品質表示法第十条第一項の規定による申出の受理及び同条第二項の規定による調査に関する事

三 家庭用品品質表示法第十九条第一項の規定による報告の徴収に関する事

四 家庭用品品質表示法第十九条第一項の規定による立入検査に関する事

第二十七条中「板柳町」を「つがる市、平内町、板柳町、中泊町」に、「東通村」を「六戸町、東通村、五戸町」に、「町村」を「市町村」に改

め、同条に次の一項を加える。

2 水道法に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、六戸町及び新郷村の区域に係るものは、それぞれ当該町村が処理することとする。

一 水道法第三十二条の規定による専用水道の布設工事の設計の確認に関すること。

二 水道法第三十三条第三項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理及び同条第五項の規定による通知に関すること。

三 水道法第三十四条第一項において準用する同法第十三条第一項の規定による給水の開始の届出の受理に関すること。

四 水道法第三十四条第一項において準用する同法第二十四条の三第二項の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託及び当該委託に係る契約の失効の届出の受理に関すること。

五 水道法第三十六条第一項の規定による水道施設の改善の指示並びに同条第二項の規定による警告及び水道技術管理者の変更の勧告に関すること（専用水道に係るものに限る。）。

六 前号に掲げる事務に係る水道法第三十七条の規定による給水の停止の命令に関すること。

七 水道法第三十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条中「黒石市」を「弘前市、八戸市、黒石市、十和田市又はむつ市」に、「同市」を「それぞれ当該市」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「三沢市、外ヶ浜町」を「黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、蓬田村、外ヶ浜町、大鰐町、中泊町、六戸町」に、「及び東通村」を「東通村及び五戸町」に改め、同条第二項及び第三項中「東北町及び東通村」を「中泊町、東北町、東通村及び五戸町」に改め、同条

第四項中「及び東通村」を「中泊町、東通村及び五戸町」に改め、同条第五項中「外ヶ浜町及び東通村」を「むつ市、外ヶ浜町、中泊町、東通村

及び五戸町」に、「町村」を「市町村」に改め、同条に次の一項を加える。

6 農地法に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、中泊町の区域に係るものは、同町が処理することとする。

一 農地法第四条第一項の規定による農地を農地以外のものにする事（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする事を除く。）の許可（同町が農地を農地以外のものにする事に係るものを除く。）に関する事。

二 農地法第五条第一項の規定による農地及び採草放牧地の所有権の移転並びに地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権並びにその他の使用及び収益を目的とする権利の設定及び移転（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得することを除く。）の許可（同町が当事者であるものに係るものを除く。）に関する事。

三 前二号に掲げる事務に係る農地法第八十三条の二の規定による許可の取消し、条件の変更及び条件の付加並びに工事その他の行為の停止及び原状回復その他の違反を是正するため必要な措置の命令に関する事。

四 前三号に掲げる事務に係る農地法第八十二条第一項の規定による調査、測量並びに物件の除去及び移転並びに同条第五項の規定による損失の補償に関する事。

五 第一号から第三号までに掲げる事務に係る農地法第八十三条の規定による報告の徴取に関する事。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三條とし、同条の前に次の一條を加える。

（火薬類取締法に基づく事務）

第二十二條 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（煙火に係るものに限る。）で、平内町、藤崎町、風間浦村、五戸町及び階上町の区域に係るものは、それぞれ当該町村が処理することとする。

一 火薬類取締法第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可及び同条第三項の規定による当該許可の取消しに関する事。

二 火薬類取締法第四十三条第一項の規定による立入検査、質問及び火薬類の収去（消費場所におけるものに限る。）に関する事

三 火薬類取締法第四十五条の規定による消費及び廃棄の一時禁止及び制限並びに火薬類の所在場所の変更並びに火薬類の廃棄及び収去の命令に関する事（消費場所におけるものに限る。）。

四 火薬類取締法第四十六条第二項の規定による報告の徴収（消費場所における災害の発生に係るものに限る。）に関する事

五 火薬類取締法第四十七条の規定による指示（消費場所における災害の発生に係るものに限る。）に関する事

六 第一号及び第三号に掲げる事務に係る火薬類取締法第五十二条第二項の規定による通報及び同条第四項の規定による必要な措置の要請の受理に関する事

七 火薬類取締法第五十二条第五項の規定による通報の受理及び同条第六項の規定による当該通報に係る報告に関する事（消費場所における災害の発生に係るものに限る。）。

八 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第八十一条の十四の表第十一号に規定する届出書の受理に関する事

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第十八条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、

第二十五條、第二十八條から第三十五條まで、第三十七條、第四十一條及び第四十二條に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知

事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町

村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

(青森県火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例の一部改正)

4 青森県火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第七条 この条例の規定中第一条各号に掲げる事務のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基

づき市町村が処理することとされた事務に係る部分は、当該市町村が処理することとされた事務については、適用しない。

(青森県都市計画法施行条例の一部改正)

5 青森県都市計画法施行条例(平成十五年三月青森県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「黒石市」の下に「、むつ市、平川市、平内町」を加える。

第五条を削る。

第六条中「黒石市」の下に「、むつ市、平川市、平内町」を加え、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第九十号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四条第四項中「を記載し」を「の記載又は記録をし」に、「但し」を「ただし」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第五項中「旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した」を「前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかつた」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「を記載し」を「の記載又は記録をし、」に改め、同条第六項中「及び様式」を「又は記録事項、様式その他の必要な事項」に改める。

第六条第一項中「、日当」を削り、「食卓料」の下に「、旅行雑費」を加え、「支度料、旅行雑費」を「外国旅行雑費」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 旅行雑費は、内国旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

第六条第十二項を次のように改める。

12 外国旅行雑費は、外国旅行中の日数に応じ一日当たりの定額及び実費額により支給する。

第六条中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同条第十六項中「第三十条の九第一項」を「第三十条の八第一項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第八条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に、「鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロ

メートル、陸路旅行にあつては五十キロメートル」を「路程四百キロメートル」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条中「日当又は宿泊料」を「宿泊料、旅行雑費又は外国旅行雑費」に改める。

第十二条中「級若しくは号給の」を削る。

第十三条第一項中「に必要な書類」を「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)

に必要な資料」に、「添付書類」を「資料」に、「その書類」を「その資料」に改め、同条第四項中「添付書類」を「資料」に改め、「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。以下同じ。)をもつて提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第十五条第一項第一号口中「二級以上」を「指定職の職務以外」に改め、同号八を削り、同項第二号口中「十級以下」を「指定職の職務以外」に改める。

第十七条第一項中「三十七円」を「二十五円」に改める。

第十八条及び第十八条の二を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(旅行雑費)

第二十条 旅行雑費の額は、一日につき千二百円とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一県内旅行(出発地及びすべての目的地が同一都道府県内にある旅行をいう。以下同じ。)の場合における旅行雑費の額は、一日につき二百円とする。

3 公用車又は公用船を利用する路程百キロメートル未満の同一県内旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、前項の規定にかかわらず、旅行雑費は、支給しない。

第二十二条中「日当定額(同一県内旅行の場合には、その二分の一に相当する額)の五日分及び」を削り、「五夜分」を「二夜分」に改める。

第二十三条第一項中「額は、左」を「額は、次」に改め、同項第一号中「左の各号」を「次に」に改め、同号イ中「日当、」を削り、「食卓料」の下に「旅行雑費」を加え、同号ハ中「日当、」を削り、「食卓料」の下に「旅行雑費」を加え、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十四条第一項中「左」を「次に」に改め、同項第一号中「測量、」及び「土木営繕工事」を削り、同項第三号中「除く外」を「除くほか」に改める。

第二十五条中「又は当該旅費を基準とする日額旅費」を削り、同条第一号中「行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上の」を「在勤公署から二キロメートルを超える地域への旅行である」に、「別表第一の日当定額の四分の一に相当する額」を「第十四条、第十五条又は第十七条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃」に改め、同条第二号中「実費額の宿泊料」の下に「及び第二十条第二項の規定による額の旅行雑費」を加え、

同条第三号を次のように改める。

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第

二の路程百五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の移転料

第二十五条第四号を削る。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第三十条中「及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる」を「については本章に規定するところによるものとし、本邦を出発した日からの旅行又は本邦に到着した日までの旅行については本章に規定する食卓料及び外国旅行雑費を支給し、前章に規定する食卓料及び旅行雑費は支給しない」に改める。

第三十条の二第一号イ中「又は八級以上の職務」を削り、同号ロ中「七級以下」を「指定職の職務以外」に改め、同条第四号中「又は八級以上の職務」を削る。

第三十条の三第一号イ中「又は八級以上の職務」を削り、「七級以下二級以上」を「指定職の職務以外」に改め、「一級の職務にある者については最下級の運賃」を削り、同号ロ中「又は八級以上の職務」を削り、「七級以下」を「指定職の職務以外」に改め、同条第三号中「又は八級以上の職務」を削る。

第三十条の四第一項第一号イ中「又は八級以上の職務」を削り、「七級以下五級以上」を「指定職の職務以外」に改め、同号ロ中「七級以下」を「指定職の職務以外」に改め、同項第二号イ中「又は八級以上の職務」を削り、「七級以下五級以上」を「指定職の職務以外」に改め、同号ロ中「七級以下」を「指定職の職務以外」に改める。

第三十条の五の見出し中「日当」を削り、同条第一項中「日当及び」を削り、同条第四項中「第四項、」、並びに第二十条第二項「及び」日

当」を削る。

第三十条の六を削る。

第三十条の七の見出しを「(外国旅行雑費)」に改め、同条中「旅行雑費の額は、」を「外国旅行雑費の額は、旅行先の区分に応じた別表第三の定額並びに」に改め、同条を第三十条の六とする。

第三十条の八を第三十条の七とし、第三十条の九を第三十条の八とする。

第三十条の十第二号イ中「日当及び宿泊料」を「宿泊料及び外国旅行雑費(別表第三の定額に限る。）」に改め、「日当については三十日分」を削り、「をこえる」を「、外国旅行雑費については三十日分を超える」に改め、同条を第三十条の九とする。

第三十三条第一号中「及び様式」を「又は記録事項、様式その他の必要な事項」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項中「日当、」を削り、「支度料」を「外国旅行雑費」に改め、「に定める額(日当及び宿泊料については、同表」及び「とする。）」を削り、同項を附則第二項とする。

別表第一中「第二十条」を「第十九条」に改め、「附則第二項」を削り、表の部分を次のように改める。

区分	宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	甲地方	乙地方	
指定職の職務にある者	一七、七〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円
指定職の職務以外の職務にある者	一三、〇〇〇円	九、八〇〇円	二、二〇〇円

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二(第二十一条、第二十五条関係)

区分	指定職の職務にある者	指定職の職務以外の職務にある者	料(一夜につき)		
			宿泊	雑費	食卓料
路程百五十キロメートル未満	一四四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円	四、二〇〇円	六四〇、〇〇〇円
路程百五十キロメートル以上三百キロメートル未満	一七八、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	四、二〇〇円	六四〇、〇〇〇円
路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	二二〇、〇〇〇円	一八七、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	三、八〇〇円	四九〇、〇〇〇円
路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	二九二、〇〇〇円	二四八、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	三、八〇〇円	四九〇、〇〇〇円
路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満	三〇六、〇〇〇円	二六一、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	三、八〇〇円	四九〇、〇〇〇円

路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	三二八、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円
路程二千キロメートル以上	三八一、〇〇〇円	三三四、〇〇〇円	三八一、〇〇〇円	三三四、〇〇〇円	三八一、〇〇〇円

別表第三(第三十条の五 第三十条の九、附則第二項関係)

区分	指定職の職務にある者	指定職の職務以外の職務にある者	料(一夜につき)		
			宿泊	雑費	食卓料
指定都市	二五、七〇〇円	一九、三〇〇円	二二、五〇〇円	四、二〇〇円	七、七〇〇円
甲地方	二二、五〇〇円	一六、一〇〇円	二二、五〇〇円	四、二〇〇円	七、七〇〇円
乙地方	一七、二〇〇円	一二、九〇〇円	一七、二〇〇円	三、八〇〇円	五、八〇〇円
丙地方	一五、五〇〇円	一一、六〇〇円	一五、五〇〇円	三、八〇〇円	五、八〇〇円

外国		国内			死亡手当
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	雑費(一日につき)	
六、二〇〇円	五、二〇〇円	四、二〇〇円	三、八〇〇円	四、二〇〇円	六四〇、〇〇〇円
					四九〇、〇〇〇円

備考

一 宿泊料及び外国旅行雑費の欄中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第二の一の備考二に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。

二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における外国旅行雑費の額は、丙地方につき定める定額とする。

（特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第二条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行政職給料表二級以上」を「指定職の職務以外」に改め、「日当」を削り、同条第二項中「行政職給料表十級」を「指定職の職務以外」に改め、「日当」及び「支度料」を削る。

第三条第一項中「行政職給料表二級以上」を「指定職の職務以外」に改め、「日当」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第三項中「日当」、「及び支度料」、「に定める額（日当及び宿泊料については、同表」及び」とする。（「」を削る。

別表第一中

区分	知事	副知事	出納長	常勤監査委員
日当 （一日につき）		三、〇〇〇円		二、六〇〇円

を

区分	知事	副知事	出納長	常勤監査委員

に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

区 分	路程百五十キロメートル未満	路程百五十キロメートル以上三百キロメートル未満	路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満
知 事	一七七、〇〇〇円	二二八、〇〇〇円	二六九、〇〇〇円	三五六、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円
副 知 事					
出 納 長	一四四、〇〇〇円	一七八、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二九二、〇〇〇円	三〇六、〇〇〇円
常 勤 監 査 委 員 長					

路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	路程二千キロメートル以上
四〇一、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円
三二八、〇〇〇円	三八一、〇〇〇円

別表第三中

日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)	
	甲 地 方	乙 地 方
二、六〇〇円	一五、六〇〇円	一一、八〇〇円
二、二〇〇円	一三、〇〇〇円	九、八〇〇円

を

日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)	
	甲 地 方	乙 地 方
二、六〇〇円	一五、六〇〇円	一一、八〇〇円
二、二〇〇円	一三、〇〇〇円	九、八〇〇円

に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第二条、附則第三項関係）

常勤 監査 委員	出 納 長	副 知 事	知 事	宿 泊 料 (一夜につき)			食 卓 料 (一夜につき)			
				指定都市	甲 地 方	乙 地 方		丙 地 方		
二二、五〇〇円		二五、七〇〇円		一八、八〇〇円	二一、五〇〇円	一七、二〇〇円	一五、五〇〇円	一三、五〇〇円	六、七〇〇円	七、七〇〇円

死亡手当	六四〇、〇〇〇円	五二〇、〇〇〇円
------	----------	----------

備考 宿泊料の欄中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第二の一の備考二に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。

(外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例(昭和六十二年七月青森県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「日当」を削り、「食卓料」の下に「旅行雑費」を加え、「行政職給料表二級」を「指定職の職務以外」に、「車賃及び」を「車賃、旅行雑費及び」に改め、同条第二項中、「日当」を削り、「支度料、旅行雑費」を「外国旅行雑費」に改め、「旅行雑費は、外国への出張又は外国からの赴任に伴う雑費についての旅費とし」を削り、「食卓料、支度料」を「食卓料」に、「行政職給料表二級」を「指定職の職務以外」に、「旅行雑費」を「外国旅行雑費」に改め、「外国への出張の」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

区 分	移 転 料 の 額
路程百五十キロメートル未満	五三、五〇〇円
路程百五十キロメートル以上三百キロメートル未満	六六、〇〇〇円
路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	九三、五〇〇円
路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	一二四、〇〇〇円
路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満	一三〇、五〇〇円

路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	一三九、五〇〇円
路程二千キロメートル以上	一六二、〇〇〇円

（青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正）

第四条 青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「日当」を削り、「及び食卓料」を「食卓料及び旅行雑費」に改める。

第九条第一項中「日当」を削り、「支度料、旅行雑費」を「外国旅行雑費」に改め、同条第二項中「旅行雑費」を「外国旅行雑費」に改め、「日当」及び「支度料」を削る。

附則第二項中「日当」、「及び支度料」、「に定める額（日当及び宿泊料については、同表）及び」とする。「」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

宿 泊 料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)	旅 行 雑 費 (一日につき)	
甲 地 方	乙 地 方		同一県内旅行以外の旅行	同一県内旅行
一七、七〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円	一、二〇〇円	二〇〇円

備考 旅行雑費の欄中同一県内旅行とは、出発地及びすべての目的地が同一都道府県内にある旅行をいう。

別表第三中「九、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「が鉄道」を「が路程」に、「一一、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一三、五〇〇円」に改め、同表の備考を削る。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第九条、附則第二項関係）

宿 泊 料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)		死 亡 手 当
指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
二五、七〇〇円	二二、五〇〇円	一七、二〇〇円	一五、五〇〇円	七、七〇〇円
				六四〇、〇〇〇円

備考 宿泊料の欄中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第二の一の備考二に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。

（選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第五条 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「日当」を削り、「及び食卓料」を「食卓料及び旅行雑費」に、「行政職給料表二級以上」を「指定職の職務以外」に、「車賃」を「車賃及び旅行雑費」に改める。

別表第二中

選 挙 長 選挙立会人	区 分 日 (一日につき) 当
二、二〇〇円	

を

選 挙 長 選挙立会人	区 分
----------------	-----

に改める。

(青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例の一部改正)

第六条 青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例(昭和四十五年十月青森県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「日当、宿泊料」を「宿泊料、旅行雑費」に改め、同条第三号中「日当又は宿泊料」を「宿泊料又は旅行雑費」に改める。

(建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例の一部改正)

第七条 建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例(昭和二十五年十二月青森県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「日当」を削り、「及び食卓料」を「食卓料及び旅行雑費」に改める。

第四条中「行政職給料表二級以上」を「指定職の職務以外」に改め、「車賃」の下に「及び旅行雑費」を加える。

別表中表の部分を次のように改める。

宿 泊 料 (一夜につき)		食 卓 料 (一夜につき)
甲 地 方	乙 地 方	
一三、〇〇〇円	九、八〇〇円	二、二〇〇円

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定、第一条の規定による改正後の特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の規

定、第三条の規定による改正後の外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の規定、第四条の規定による改正後の青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の規定、第五条の規定による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第六条の規定による改正後の青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例の規定及び第七条の規定による改正後の建築士法第十条第三項に規定する参考人の費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）については、なお従前の例による。

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第九十一号

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項第二号及び第十七項中「年五・五パーセントの」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則第三十四項及び第三十五項中「第三条から第五条まで」を「第二条の三及び第六条の五」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に、「年五・五パーセントの」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント
平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年二・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県病院事業条例及び青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第九十二号

青森県病院事業条例及び青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例

(青森県病院事業条例の一部改正)

第一条 青森県病院事業条例(昭和三十九年四月青森県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

(青森県医療療育センター条例の一部改正)

第二条 青森県医療療育センター条例(平成十四年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一診療料の項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭